

平成25年5月14日
京都市上下水道局
総務部用度課

平成25年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置について

当局では、平成25年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」といいます。）が決定されたことを受けて、公共工事設計労務単価を改定し、平成25年6月1日から、新労務単価で積算した入札を順次開始するとともに、平成24年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」といいます。）で予定価格を積算し、平成25年4月1日以降に契約を締結した工事等について、受注者の請求によって、新労務単価で積算した契約金額に変更できる特例措置の請求の受付を開始することとしましたので、お知らせします。

1 特例措置の内容

旧労務単価で積算し、平成25年4月1日以降に契約を締結した工事等について、受注者が、当局に対し、新労務単価での積算による契約金額に変更するための協議を請求することができる特例措置です。

2 対象となる工事等

平成25年4月1日以降に契約を締結した工事及び工事に類する委託業務のうち、旧労務単価で予定価格を積算しているもの。入札によるものか随意契約によるものかは問いません。ただし、協議の請求日時時点で契約中の工事等に限りです。

3 契約金額の算定方法

変更後の契約金額は、次のとおり算定します。

変更後の契約金額＝〔新労務単価により積算された予定価格〕×〔当初契約の落札率〕

4 協議の請求期間

平成25年6月1日から請求の受付を開始します。

請求期限は、対象案件の契約締結の日から30日以内とします。

※ 平成25年5月31日時点で既に締結済みの契約については、平成25年6月30日までの期限とします。

5 協議の請求先

対象案件の工事担当課

6 適用している労務単価の判断方法

旧労務単価を適用している工事については、設計図書及び入札公告にその旨を明記します。

※ 設計図書及び入札公告の記載は、平成25年6月1日の入札公告から行います。それ以前のものについては、旧労務単価を適用しています。

＜備考＞社会保険料の法定福利費の適切な支払と社会保険への加入

新労務単価には、社会保険未加入者が適正に加入できるよう、社会保険料の法定福利費（本人負担分）相当額が反映されています。

社会保険への加入は、労働者を雇用する事業者及び労働者にとって法令上の義務であることから、社会保険料相当額の適切な支払を行っていただくとともに、下請契約につきましても、社会保険料相当額を適切に含んだ額による契約を締結していただくよう御留意ください。